

港長公示第 5 号

港則法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第 2 項の規定により公示する。

令和 8 年 8 月 4 日

博 多 港 長



博多港第 3 区 福岡市西区マリナタウン海浜公園付近海域における
航泊禁止について

博多港第 3 区、福岡市西区マリナタウン海浜公園付近海域において花火大会が行われるため、下記により船舶の航泊を禁止する。

ただし、花火大会に従事する作業船舶及び港長が許可した船舶を除く。

記

1 期間

令和 8 年 8 月 15 日（土）19 時 45 分から花火打上げが終了し、安全が確認されるまでの間（打上げ終了予定時刻：同日 20 時 30 分）

予備日：令和 8 年 8 月 19 日（水）19 時 45 分から花火打上げが終了し、安全が確認されるまでの間（打上げ終了予定時刻：同日 20 時 30 分）

2 区域(別図参照)

博多港第 3 区

次のイ点からニ点を順次結んだ線に囲まれた海域

イ点：北緯 33 度 35 分 53 秒	東経 130 度 19 分 44 秒
ロ点：北緯 33 度 36 分 01 秒	東経 130 度 19 分 44 秒
ハ点：北緯 33 度 36 分 01 秒	東経 130 度 19 分 57 秒
ニ点：北緯 33 度 35 分 53 秒	東経 130 度 19 分 57 秒

3 備考

現場には大会主催者により警戒船 3 隻が配備される。

航泊禁止区域図

